

3. 労働者の健康情報を取り扱うに際しての事業者の義務等

(3) 秘密の保持

安衛法においては、「健康診断の実施の事務に従事した者」に対して「その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない」(同法第104条)とされている。

健康診断の結果以外にも、健康情報には、「1. 労働者の健康情報の範囲について」で述べたようなものがあり、これらの情報についても、適正に秘密が保持される必要がある。

健康診断をはじめとする労働者の健康確保については、産業医等(安衛法に規定する、産業医(同法第13条)及び労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師(同法第13条の2)以下「産業医等」という。)の役割はもとより、産業看護職や衛生管理者・衛生推進者等の役割も大きい。また、健康診断の実施に関する業務の全部又は一部を、医療機関等の外部の健診機関に委託する場合もある。これらの者には適正に秘密を保持させる必要がある。また、健康情報を記録したり、具体的な人事・労務上の権限等を行行使する者(安衛法第66条の3及び第66条の5)にも適正に秘密を保持させる必要がある。